

「2026 年度長野県立美術館移動展 in 富士見町」作品輸送等業務仕様書

本仕様書は、長野県立美術館移動展出品作品等の梱包・輸送・展示・撤去請負業務の範囲及び内容の概要を示すものです。

よって、受注者は仕様書に記載されていない事項であっても、状況により必要と認められる事項は、長野県立美術館の指示に従って実施するものとします。

なお、以下長野県立美術館を甲、受注者を乙とします。

- 1 業務場所 長野県立美術館、富士見町高原のミュージアム（富士見町）
- 2 業務履行期間 令和 8 年 10 月 29 日（木）から令和 8 年 11 月 25 日（水）まで
（うち作業日計 3 日間）
- 3 業務時間 別紙 1「業務処理要領」のとおり
- 4 業務内容

業務分掌	内容
1 作品の梱包及び展示資材の積込	長野県立美術館において、移動展出品作品（以下「作品」とする。）の積込を行います。また展示資材（ポール、看板及び展示に必要な道具一式、展示台）の積込も行います。
2 作品と展示資材の輸送	作品と展示資材を安全に輸送します。（輸送区間は別紙 1「業務処理要領」を参照してください）
3 会場設営	看板や案内表示の掲示・照明等、必要な会場設営を行います。
4 作品展示	美術館職員の指示に従い、作品の展示を行います。
5 会場撤収	美術館職員の指示に従い、作品、展示資材等の撤収と梱包作業・積込を行います。
6 作品と展示資材の返納	会場の撤収終了後、作品と展示資材を長野県立美術館収蔵庫及び倉庫に収めます（原状復帰）。

5 業務従事者

- （1）業務従事者は、全員が美術品取扱専門職員（専門講習を修了している者）であり、美術館施設における作業実績を有するものとしてください。また、作業実績と、専門講習の内容については、入札説明書の様式 2 及び様式 4 にしたがって申請書等を提出してください。
- （2）業務従事者の内から、責任者を 1 名選任するとともに、全員の業務従事者名簿を提出してください。
- （3）業務期間中の人員の変更は行わないでください。やむを得ず変更する場合は、「業務従事者変

更」の届出を書面にて提出してください。

- (4) 業務責任者は、業務内容を的確に掌握し、他の業務従事者を指導してください。
- (5) 業務従事者の休暇又は病気等により出勤者が減少した場合は、責任をもって代替職員を確保してください。

6 業務従事者の日程

- (1) 業務従事者の従事日程は、別紙 1「業務処理要領」のとおりとします。
- (2) 展覧会の運営上必要なときは、事前に協議のうえ、従事日等を変更できるものとします。

7 輸送展示一貫保険 作品評価額 83,285,000 円（総額）に対する輸送展示一貫保険を付保してください。

8 その他

- (1) 作品の輸送にあたっては、別紙 2「長野県立美術館転移作品運搬の基準」を遵守してください。
- (2) 作品の梱包は、必要に応じて薄葉紙、クラフト紙、エアーキャップ等を用いて美術品輸送に適切な梱包を行ってください。なお、薄葉紙、クラフト紙、エアーキャップ等は、業務従事者が用意するものとします。
- (3) 業務従事者は輸送に関する機密情報を保持してください。
- (4) この仕様書に定めが無い事項については、甲乙間で協議して定めるものとします。

「2026 年度長野県立美術館移動展 in 富士見町」作品輸送等業務処理要領

会場：富士見町高原のミュージアム

住所：〒399-0211 富士見町富士見 3597-1 TEL：0266-75-5735

会期：令和 8 年 10 月 29 日（木）～令和 8 年 11 月 25 日（水）

期日	作業時間	作業内容	作業員数
10 月 29 日（木）	9:00～17:00	作品の梱包及び展示資材の積込、作品と展示資材の輸送（長野県立美術館→富士見町高原のミュージアム）、会場設営、作品展示	4 名
10 月 30 日（金）	9:00～作業終了まで	会場設営、作品展示	4 名
11 月 25 日（水）	13:00～作業終了まで	会場撤収、作品の梱包及び展示資材の積込、作品と展示資材の輸送（長野県立美術館→富士見町高原のミュージアム）、作品と展示資材の返納	4 名

注：・作業時間には移動（輸送）時間を含みません。見積時にはそれらの時間を考慮してください。

・展示台とは、立体作品展示用の台を指します（当館所有）。

・作品の輸送車は美術品専用車（詳細な基準は別紙 2 のとおりとします）・4 t 車クラスとします。

長野県立美術館展示作品運搬の基準

1 美術品の輸送に当たっては、美術品専用車（美術品輸送専用トレーラー等）[注 1]を使用すること。また、使用しようとする美術品専用車について、入札説明書の様式 5 にしたがって申立書を提出すること。

[注 1]美術品専用車とは、以下の条件を満たすものをいう。

- ・ 荷台に温度管理のできる空調機能を有していること。
- ・ エアーサスペンション機能を有していること（リーフサスペンション不可）。
- ・ 荷台内装にウレタン材等を使用していること。
- ・ ラッシングレールを設置していること。
- ・ 消火器が設置されていること。
- ・ 運転手を含め、5～6 名程度の乗車が可能であること。

※乗用車タイプの小型美術品専用車の場合のみ、エアーサスペンション機能を有していないものも認める。

2 輸送等に係る従事者については、業務仕様書 5 の（1）に記載のとおりであること。